

船舶事故調査報告書

令和2年7月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年8月12日 15時50分ごろ
発生場所	兵庫県淡路市浦港 浦港南防波堤灯台から真方位205°410m付近 (概位 北緯34°32.4′ 東経134°59.7′)
事故の概要	水上オートバイリップマウンテンは、遊走中、錨泊中のプレジャーボートSIGMAに衝突した。
事故調査の経過	令和元年12月5日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート SIGMA、2.0トン 210-57745兵庫、個人所有 B 水上オートバイ リップマウンテン、0.2トン 260-49101兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷外板に凹損等 B 右舷船首部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者6人を乗せ、遊泳の目的で海岸から約30m沖で錨泊していたところ、A船の左舷船首部にB船が衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、船長Bが、A船が錨泊していることを認めていたものの、遊泳者に水しぶきをかけることに意識を向け、約30km/hの対地速力で蛇行していたところ、A船に接近していることに気付かず、A船に衝突した。
分析	A船は、錨泊中、B船が衝突した。 B船は、船長Bが、約30km/hの対地速力で蛇行し、遊泳者に水しぶきをかけることに意識を向けて蛇行しながら遊走したことから、錨泊中のA船に接近していることに気付かずに衝突したものと推定される。
原因	本事故は、船長Bが、遊泳者に水しぶきをかけることに意識を向けて蛇行しながら遊走したため、錨泊中のA船に衝突したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 他船や遊泳者がいる場所では、水しぶきをかけるなどの危険操縦は行わないこと。</li></ul>
--	---